

国頭村定住促進空家活用住宅入居者募集要項

国頭村では、下記のとおり定住促進空家活用住宅への入居を募集します。
入居を希望される方は、入居資格を確認の上、申込書類を国頭村役場企画政策課へ提出して下さい。

記

1. 空家活用住宅の名称 第1字嘉定住促進空家活用住宅
2. 空家活用住宅の所在地 沖縄県国頭郡国頭村字字嘉6番地（位置図）
3. 募集戸数 1戸
4. 構造及び規模 木造平屋建
延床面積 42.15㎡（約13坪）
5. 部屋の間取り 3K 別紙（平面図、参考写真）
6. 入居資格
 - (1) 地域活性化の担い手となる者
 - (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
 - (3) 入居の申込時において住所を有する市町村の税等の滞納がないこと。
 - (4) 現に住民基本台帳に基づく住所を本村に有し、又は入居後本村に移すことが確実であること。
 - (5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
7. 入居の申込期間及び場所
 - (1) 申請受付 令和4年6月21日（火）～令和4年7月12日（火）
 - (2) 申込場所 〒905-1495
沖縄県国頭郡国頭村字辺土名121番地
国頭村役場企画政策課
 - (3) 申込方法 所定の申込用紙（国頭村役場企画政策課に備え付け若しくは国頭村役場ホームページよりダウンロード可）を記入の上、必要書類を添付し申し込む。

8. 家賃等 家賃 30,000 円／月
- 敷金 90,000 円（予定）／（家賃の 3 か月分）
※預け入れた敷金は 3 ヶ年をもって償却とし、
契約を更新する場合は、再度、敷金を預け入れるものとする。
- その他 ①電気料金その他の公共料金
②汚物及びじんかいの処理に要する費用
③畳の表替え、ふすまの張替え等の軽微な修繕及び構造上重要でない部分の修繕に要する費用
④宇嘉区費等の負担が別途あります。
⑤火災保険への加入費用
9. 契約期間 3 年間
※村と入居者に異存がない場合は、3 年ごとに契約更新を行い最長 6 年間まで入居可能とする。（ただし、令和 10 年 3 月 31 日までの期間とする。）
10. 貸し付け条件 国頭村定住促進空屋活用住宅条例及び同条例施行規則による
11. 入居者の選定方法 入居者選考基準による
12. 入居の時期 令和 4 年 7 月下旬
13. その他 ①入居日については、入居決定者と調整の上決定する。又、
入居者は地域行事等に積極的に参加すること
②入居決定者は、入居決定の通知があった日から 14 日以内に国頭村定住促進空家活用住宅条例第 9 条に定める手続き（連帯保証人の連署する請書の提出等）が必要。
③契約時には入居者の負担による火災保険加入が必要。